

青森県報

号外第百八号

平成十七年
十二月二十八日
(水曜日)

目 次

選挙管理委員会

病院の長、老人ホームの長、身体障害者更生援護施設の長及び保護施設の長が不在者投票管理者となるべき病院、老人ホーム、身体障害者更生援護施設及び保護施設の指定の一部改正……………(事務局) ……

人事委員会

人事委員会規則一四〇(県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則)の一部を改正する規則……………(管理課) ……
人事委員会規則一四一(委託地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則)の一部を改正する規則……………(同) ……

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第八十二号

平成十五年十二月二十六日青森県選挙管理委員会告示第四百四号(病院の長、老人ホームの長、身体障害者更生援護施設の長及び保護施設の長が不在者投票管理者となるべき病院、老人ホーム、身体障害者更生援護施設及び保護施設の指定)の一部を次のように改正する。

平成十七年十二月二十八日

青森県選挙管理委員会委員長 川村能人

一の表中

青森県立さわらび園

大字中別所字平山一六八

を

青森県立さわらび園

大字中別所字平山一六八

財団法人黎明郷弘前脳卒中センター

大字扇町一丁目二の一

に改める。

人事委員会

人事委員会規則一四〇(県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年十二月二十八日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一

人事委員会規則一四一(県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則)の一部を改正する規則

人事委員会規則一四二(県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則)の一部を次のように改正する。

別表第一号の表知事部局の項中「行政改革・危機管理監」の下に「新幹線効果活用企画監」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会規則一四一(委託地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年十二月二十八日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一

人事委員会規則一四 一（委託地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則

人事委員会規則一四 一（委託地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）の一部を次のように改正する。

別表第一青森市の項中「工事検査室長、企業誘致推進室長、しあわせ相談室長、自治体経営室長」を「室長（課に置く室に置くものを除く。）」に改め、「法規、」を削り、「主査（」の下に「法規、」を加え、

出先 機関	東京事務所	所長	出先 機関	浪岡事務所	副所長、 課長
を			に、		
出先 機関	すみれ寮	寮長	出先 機関	保育所	所長
を			を		
出先 機関	子ども支援センター	所長	出先 機関	保育所	所長
を			に改め、「局長、次長、課長」		
出先 機関	高等看護学院	事務長	の下に「事務長」を加え、		
を					

高等看護学院 事務長	浪岡教育局 所長、課長
に改め、同表五所川原市の項中	

出先 機関	広域新農業センター	出先 機関	総合支所
を		に	
		総合支所次長	

出先 機関	農業センター
を	
に	

診療所 所長	中央公民館 館長
に改め、同表蟹田町の項を削り、	

同表蓬田町の項の次に次のように加える。

外ヶ浜町	本庁		
出先 機関	支所	町長部局	収入役室
病院	支所長、課長	課長、総務課調整監	副収入役
院長、副院長、事務長、看護師	教育委員会 事務局	議会議務局	事務局長
	教育長、課長		

中泊町					本庁					介護老人保健施設 看護師長		
農業委員会事務局	教育委員会事務局	議会事務局	収入役室	町長部局	保育所	支所	農業委員会事務局	選挙管理委員会事務局	教育委員会事務局	保育所	教育委員会事務局	別表第一平館村の項及び三厩村の項を削り、同表深浦町の項中「総務課課長補佐」の下に「(人事担当)」、財政課課長補佐(予算担当)を加え、「室長」を「課長」に改め、同表岩崎村の項を削り、同表藤崎町の項中「副参事」を「行財政改革推進室長」に改め、「総務課課長補佐」の下に「財政課課長補佐」を加え、「室長」を「課長」に、
事務局長	教育長、教育次長、課長	事務局長	課長	課長、総務課課長補佐(人事担当)	統括保育所長	支所長	事務局長	事務局長	教育長、教育次長、課長	統括保育所長	教育長、課長	

院長」の下に「総看護師長」を加え、同表浪岡町の項、常盤村の項、金木町の項及び中里町の項を削り、同表鶴田町の項の次に次のように加える。

に改め、「副

を

農業委員会事務局		出先機関				出先機関		出先機関		出先機関		別表第一市浦村の項及び小泊村の項を削り、同表七戸町の項中「室長」を削り、
事務局長	事務局長	保健センター	児童館	保育所	支所	保健センター	事務局長	事務局長	教育長、課長	教育長、課長	支所	
を		に改め、同表				を		に、		を		

上北町の項を削り、同表東北町の項中「財政・情報対策室長」を削り、「総務課課長補佐」の下に「(人事担当)」を加え、

天間林村の項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

		機 出 関 先	
社上北保健福 センター	支 所	農 業 委 員 会 事 務 局	事 務 局 長
所 長	支 所 長		

に改め、同表

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号 青 森 県

(印刷所・販売人)
青森市第一間屋町丁目番七七
号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭